

議案第32号

上越市国民健康保険条例等の一部改正について

上越市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月26日提出

上越市長 村山秀幸

上越市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(上越市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 上越市国民健康保険条例(昭和46年上越市条例第66号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。附則第5項及び附則第6項において同じ。)」に改める。

(上越市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 上越市国民健康保険税条例(昭和46年上越市条例第53号)の一部を次のように改正する。

附則第20項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ」に改める。

(上越市介護保険条例の一部改正)

第3条 上越市介護保険条例(平成12年上越市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第17条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において同じ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。